

2018年（平成30年）7月20日

特定複合観光施設区域整備法（IR 実施法）の成立について

一般社団法人 関西経済同友会
代表幹事 黒田 章 裕

- 本日、特定複合観光施設区域整備法（IR 実施法）が成立したことを歓迎する。
- 2025 年の国際万国博覧会の夢洲での開催とあわせ、2024 年までの IR 開業は大阪・関西の経済活性化を考える上で悲願である。
- 国に対しては、速やかな区域認定が行われるよう各政省令や実施方針の早期制定を望む。
- 大阪府市に対しては、実施計画ならびに事業者選定のプロセスを進めるにあたり、大阪・関西の MICE 振興や新産業創造への視点を重視して頂きたい。また、IR 整備による様々な効果を住民に分かり易く伝えるとともに、懸念事項への対応策も厳格かつ十分に明らかにし、住民理解の促進に尽力すべきである。
- 関西経済同友会としても、国際競争力の高い MICE・IR を実現させるべく活動を行うとともに、その効果を地域発展につなげる道筋について、引き続き知恵を出していく。あわせて、長期的な視点に立ち、夢洲全体のまちづくりについても検討を続ける。

以 上